

# ビーチスポーツ研究会 提言書

～ビーチスポーツを活用した新たな海辺利用のあり方について～

平成15年3月

## 委員名簿

委員長	近藤 健雄	日本大学教授
副委員長	瀬戸山 正二	日本ビーチバレー連盟理事長
委員	荒木 汰久治	アウトリガーカヌークラブ ジャパン 代表
	井坂 啓美	(株)海十山商品研究所 代表
	小峯 力	NPO 法人 日本ライフセービング協会理事長
	佐伯 美香	ビーチバレー普及活動家
	真壁 潔	(株)湘南ベルマーレ 常務取締役
	石垣 博之	沖縄県土木建築部 港湾課長
	石井 孝夫	茨城県大洗町 町長公室まちづくり推進担当主査
	亀谷 幸蔵	神奈川県平塚市 水政課長
	篠崎 末廣	愛媛県伊予市 商工観光課長
	田所 篤博	鳥取県県土整備部 空港港湾課長
	野瀬 達昭	東京都港湾局 臨海開発部副参事
	古川 博司	大阪府港湾局 企画部長
	渡邊 一夫	茨城県土木部 港湾課長
	オブザーバー	市川 大倫
板垣 純枝		東京都港湾局 臨海開発部誘致促進課契約管理係長
林 敏彦		東京都港湾局 海上公園課海上公園構想担当係長
矢嶋 信孝		静岡県土木部 港湾整備室長

(順不同 敬称略)

# 目 次

はじめに

第 1 提言の背景	1
(1)海辺利用をめぐる環境の変化	1
(2)海辺利用の課題の顕在化	2
(3)本提言の位置づけ	3
第 2 ビーチスポーツとは何か	5
第 3 ビーチスポーツを活用した新たな海辺利用のあり方に関する提言	6
提言の概要	6
提言 1 ビーチクラブの形成	7
(1)ビーチクラブのあり方	7
(2)ビーチクラブの設立方法	9
(3)クラブハウス等の整備	11
提言 2 ビーチコーディネータ制度の創設	12
(1)ビーチコーディネータ制度の概要	12
(2)ビーチマークシートの作成	13
提言 3 ビーチクラブサポートプログラムの創設	14
(1)プログラムの仕組み	14
(2)役割分担等	14
提言 4 ビーチイベントの開催	16
提言 5 ビーチスポーツ総括団体の設立	17
(1)ビーチスポーツ総括団体の役割	17
(2)ビーチデータバンクの形成	18
第 4 「新たな海辺の文化の創造」との連携	19

## はじめに

海辺は、多様な生物が生息・生育する空間であるとともに、人々の生活の場でもあります。人々はこの貴重な空間を利用・保全し、自然と共生する我が国の文化・歴史・風土を形成してきました。

しかし、海辺は、人為的な諸活動により、その環境が影響を受けやすい空間でもあります。このため、経済の発展等により人の活動が活発になるにつれて海辺の環境は悪化し、また、海辺と生活との結びつきも希薄になってきました。

こうした課題を解決するため、国土交通省港湾局では、平成14年6月に「新たな海辺の文化の創造研究会」を設置しました。さらに本「ビーチスポーツ研究会」は「新たな海辺の文化の創造研究会」の部会の一つとして、ビーチスポーツを通じた海辺利用のあり方を検討することを目的として設置されたものです。

文化の成熟したところではスポーツは文化を評価するバロメーターとして位置づけられています。しかしながら日本においてスポーツは社会的なウエイトが低く、特にビーチスポーツ、マリンスポーツは、「海辺は危険な場所である」との認識のもと、限定的・局所的な利用にとどまっています。

しかしビーチスポーツは、自然環境の中で行うため、自然のありがたみ・恩恵に感謝し、生きる力、活力を与え、人として成長することができるポテンシャルを秘めています。また海辺の通年的な利用を図るきっかけとなる可能性もあります。

本提言は、このようなビーチスポーツの特性を踏まえ、単にビーチでスポーツを楽しむための仕組みづくりにとどまらず、地域の活性化や環境教育、あるいは生涯教育のベースとして位置づけられることを念頭において検討し、ビーチクラブの形成を始めとする5つの提言としてまとめたものです。

なお、本提言の実現に向けては、国、地方自体、地域住民等の参加が不可欠であるため、各主体の積極的な協働が望まれます。

## 第 1 提言の背景

### (1)海辺利用をめぐる環境変化

#### 経済・社会情勢の変化

近年の経済・社会情勢の変化は、海辺におけるレクリエーション活動にも変化を与えている。生活様式の多様化による、ゆとり・安らぎの希求や、自然環境の価値の見直しなどにより、海水浴だけに特化していた海辺利用にも、より多様性が求められつつある。こうした多様化は、人と海辺のかかわり方にも大きな影響を与えている。

図表-1 人と海辺のかかわり方の変化

時代	かかわり方
古代	・ 漁業 ・ 宗教的信仰 ・ 交流・交易活動の拠点 ・ 生産（塩田、水田等）
近代	・ 防災機能 ・ 都市機能の受け皿 ・ 埋立による新たな国土空間の創造 ・ 海水浴利用
現代	・ レジャー、スポーツの場（海水浴を含む） ・ 健康増進のためのタラソテラピー ・ 憩いの場 ・ 動植物とのふれあう場 ・ 社会参加的利用（ボランティア、NPO等の参画）

資料：「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して  
（平成10年12月、海岸管理検討委員会）」等より作成

#### 新しい海岸管理の考え方

昭和31年に施行された海岸法は、主に海岸侵食から海岸を防護することを目的としたものであり、海岸管理における地域の意見の反映や、国と地方の役割分担の明確化等が必ずしも十分ではなかった。そうした中、平成11年に改正された海岸法では、その目的が「防護」「環境」「利用」の3つに重点をおいたものとされたことから、海岸の利用面の考え方が注目されるようになった。さらに海岸法の改正を受け、平成12年に農林水産省構造改善局、水産庁、運輸省港湾局、建設省河川局の四省庁合同で、「今後の海岸保全の基本的な考え方」が提言されが、この中でビーチスポーツに関連する事項として「海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項」の中で次のようにまとめられている。

- ・ 海岸が有している様々な機能を十分生かし、公衆の適正な利用を確保していくため、海岸の利用の増進に資する施設の整備等を推進するとともに、景観や利便性を著しく損なう施設の汚損、放置船等に適切に対処する。
- ・ レジャーやスポーツなどの海洋性レクリエーション等による海岸利用にあたり、自然環境をはじめ海岸環境へ悪影響を及ぼさないよう、利用者のマナーの啓発活動を推進する。

## (2)海辺利用の課題の顕在化

海辺利用の大きな課題は、その利用が夏期の海水浴シーズンに集中する傾向にあり、海辺のポテンシャルが十分に活かされていない点が挙げられる。その結果、常設施設の不足やシーズン以外の期間のゴミなどの問題が顕在化し、人々の日常的、通年的な利用の妨げになっている。

既存調査結果等から抽出された海辺利用の課題及びスポーツ利用に関する課題を下表に示す。

図表-2 海辺利用の課題

### 海辺利用の課題

- ・ 夏期偏重型の利用となっている。
- ・ 清掃や安全管理が不徹底である。
- ・ ゴミ・漂着物の問題がある。
- ・ 利便施設が不足している。
- ・ 利用ルールが不徹底である（マナーが悪い）。
- ・ 海浜（自然／人工）の減少が顕在化している。
- ・ 海辺利用が単調である（海水浴など季節と内容に偏り）
- ・ 環境教育の場としての有効活用に乏しい。
- ・ 海辺への愛着、関心の減少している。
- ・ 日本の海岸は狭く、傾斜がきつい。
- ・ クラブ組織のような管理する仕組みがない。

### 海辺のスポーツ利用に関する課題

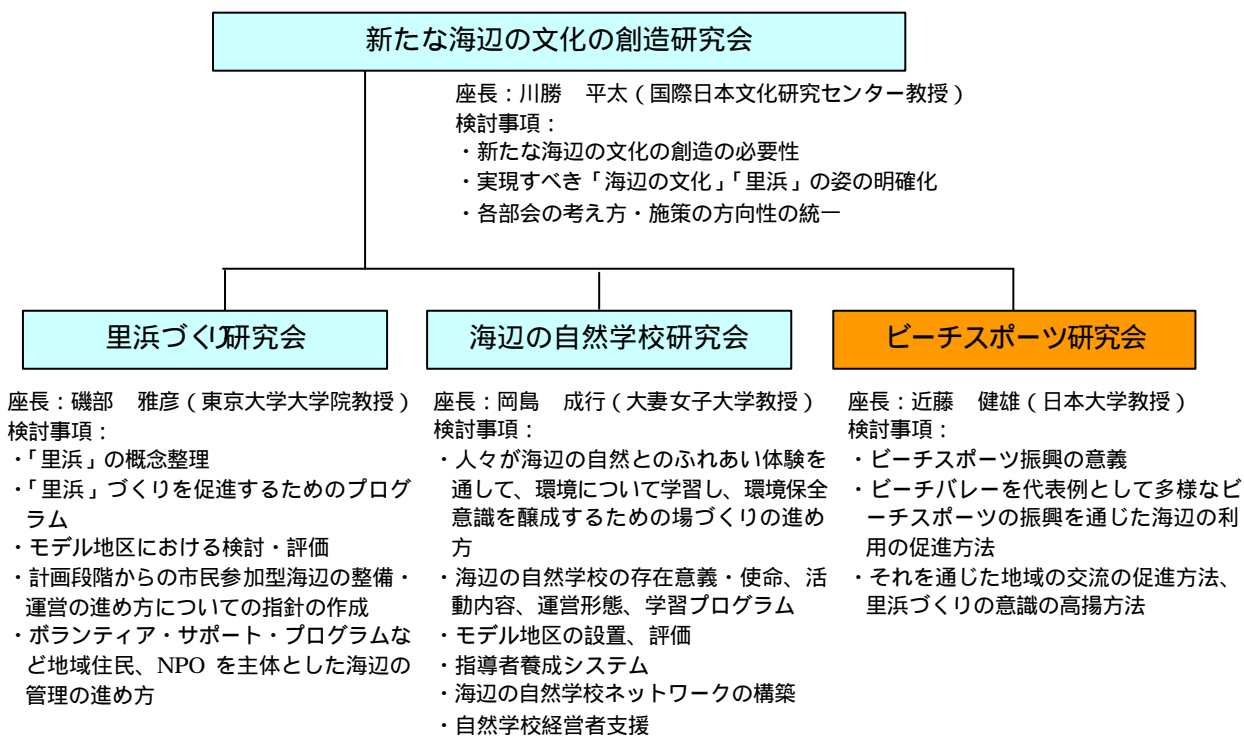
- ・ ビーチに行っても何をしたら楽しんだら良いかわからない。
- ・ 運動能力に長けた人が行う競技スポーツや技術の向上志向の高いものになりがちで、広く一般の人（レジャーの人）が気軽に楽しめる環境にない。
- ・ ビーチを自由に使える環境が不足している。
- ・ 活動組織が育っていない。
- ・ 多様なビーチスポーツの施設が不足している。
- ・ 手ぶらでビーチに行ける環境にない。
- ・ 誰でも楽しめるという観点で、競技性とレクリエーション性の両立が難しい。
- ・ イベントを開催しても一過性で利用が定着しない。
- ・ 大会の資金手当、経済波及効果が低い、もしくは便益算定が困難である。
- ・ 環境教育、体験型学習の場として活用されていない。
- ・ 既存のスポーツ団体では地域密着型のスポーツ振興は図れない。
- ・ 何がビーチで出来るのか、というスポーツメニュー、カテゴリーが整理されていない。

### (3)本提言の位置づけ

本提言は、前述の背景・課題を踏まえ、人々が日常的に海辺を訪れ、多様な活動を楽しむことができる海辺利用のあり方について、ビーチスポーツを中心としたソフト施策、ハード施策の観点から検討したものである。

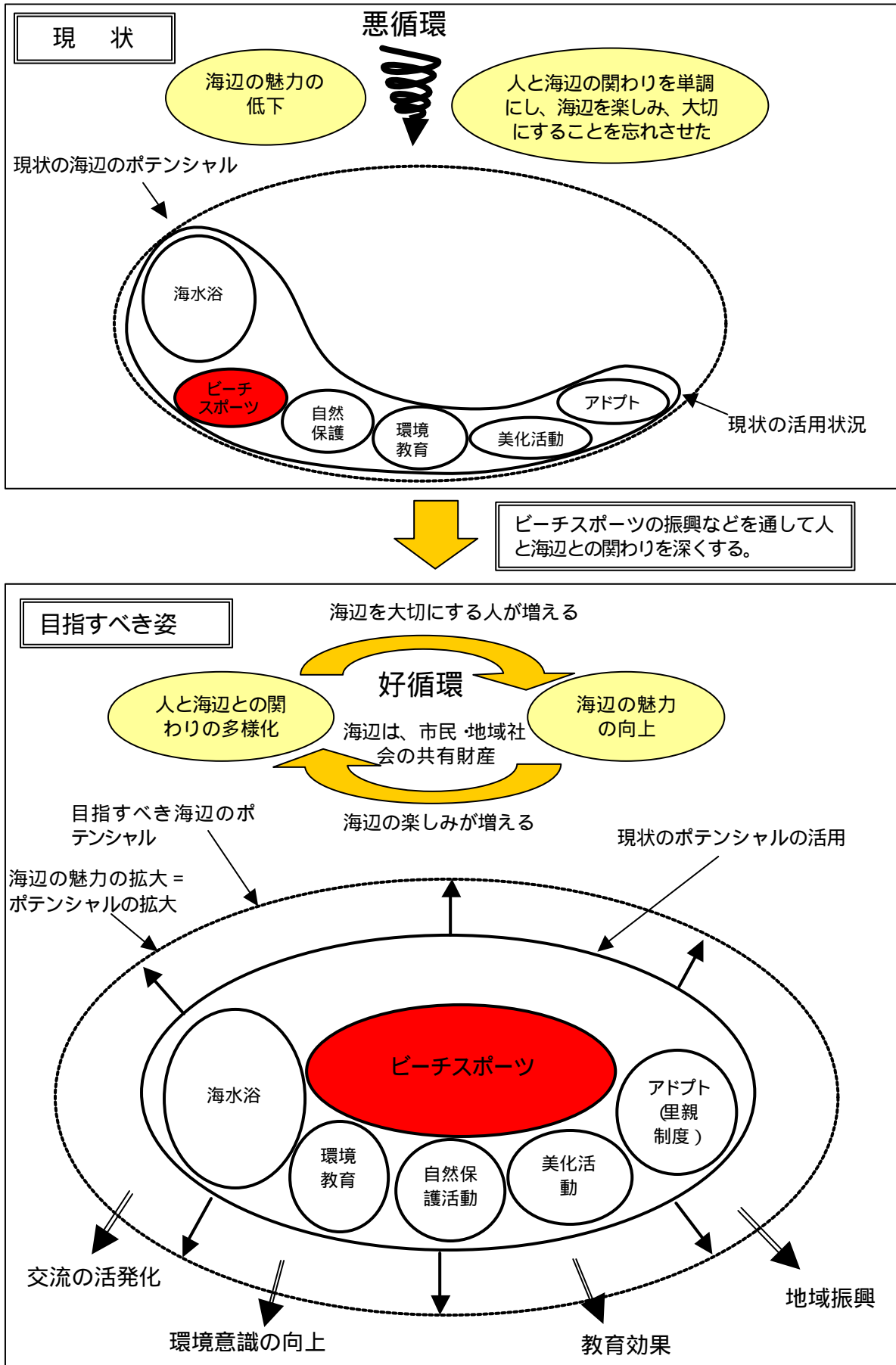
また本研究会は『新たな海辺の文化の創造研究会』の3つの部会の一つとして設置されたものであり、他の研究会、部会と調整・連携しつつ進めた。

図表-3 研究会の位置づけ



本提言により目指すべき理想の海辺の姿のイメージを図表-4 に示す。

図表-4 理想の海辺の姿のイメージ





## 第2 「ビーチスポーツ」とは何か

ビーチスポーツは一般的には砂浜(ビーチ)で楽しむスポーツとして捉えられている。しかし本提言では、里浜づくりとの連携や、個々のビーチ活動の利用調整が課題となっているという観点から、周辺の緑地や磯場・海域等での活動も含めた広義の活動をビーチスポーツとして捉え、必要十分な安全管理、利用調整がなされている海辺の利用を前提とすることにより、誰でも安心して参加できるレジャーと位置づけるものである。

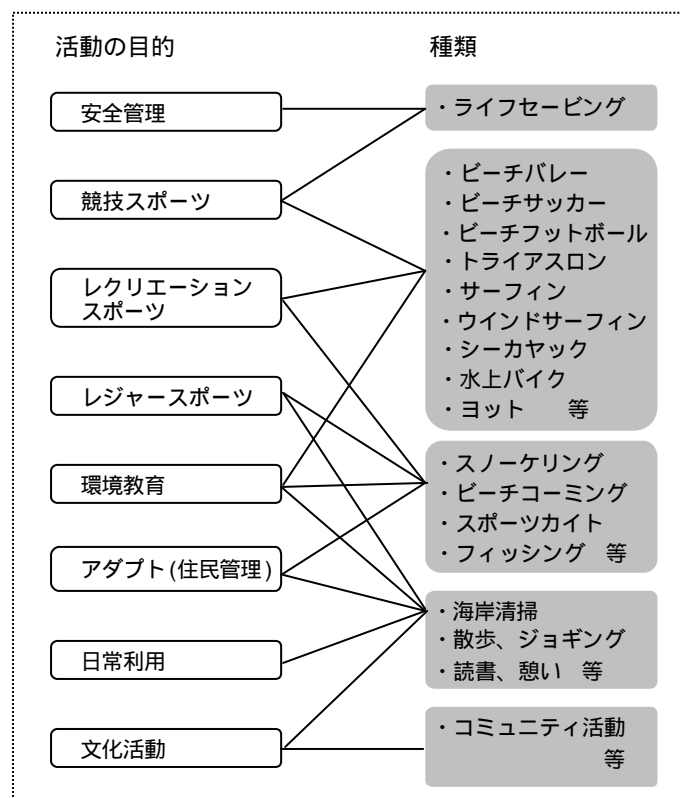
以上を念頭におき、ビーチスポーツの定義を次のとおりとした。

### ビーチスポーツの定義

「ビーチを安全な基地として、周辺海域で楽しむ海上スポーツ、およびビーチで楽しむスポーツ等のレクリエーション活動の総称。

例として、ビーチで行うビーチバレー、ビーチサッカーから、ビーチを基地として発進して海を利用するサーフィン等がある。さらに海岸清掃や散歩・読書など、海岸利用レクリエーションも含むものとする。」

図表-5 ビーチスポーツの例



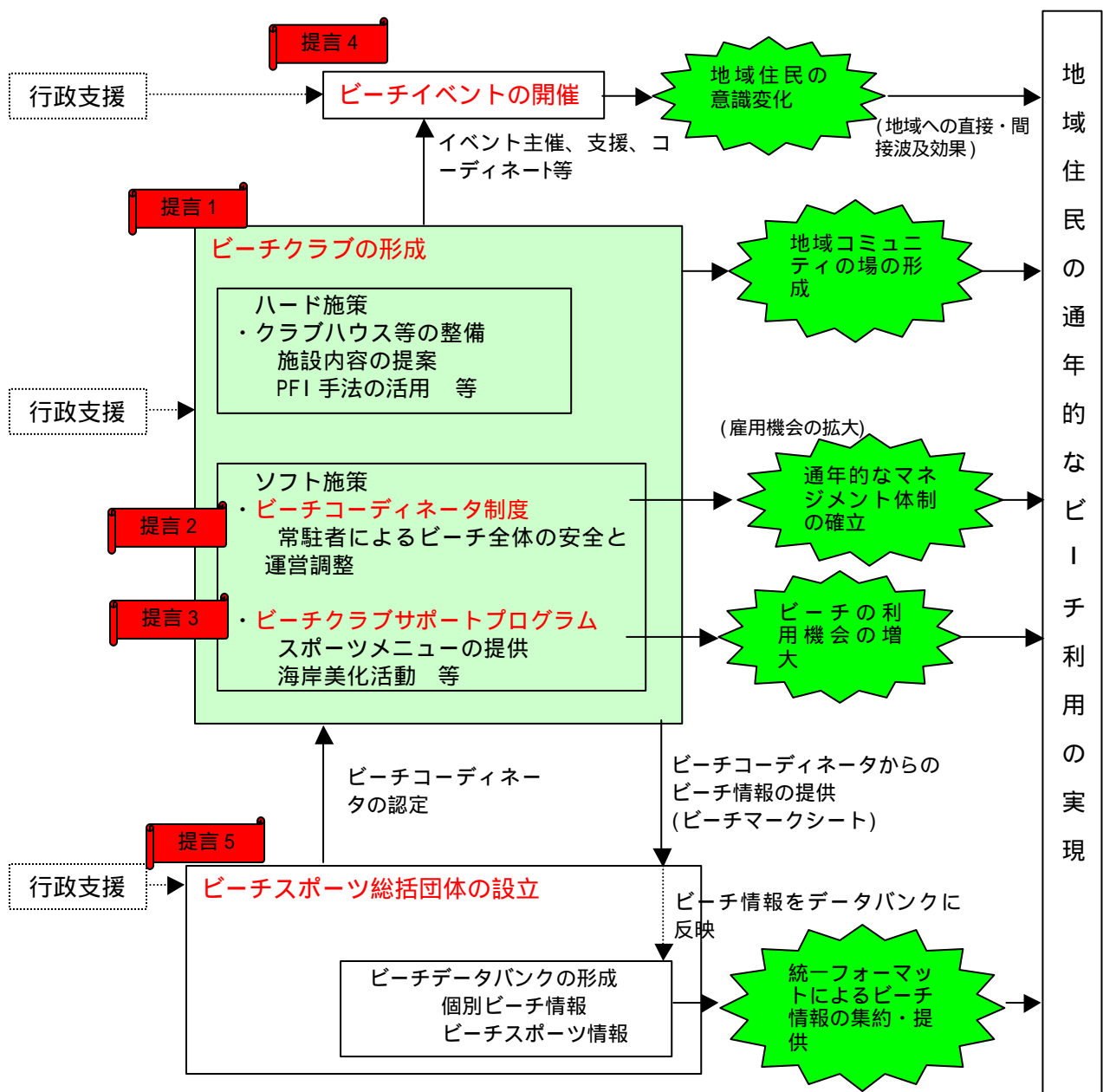
### 第3 ビーチスポーツを活用した新たな海辺利用のあり方に関する提言

#### 提言の概要

本提言では、まず地域住民の通年的なビーチ利用を促進する中心的な組織として、ビーチクラブを位置づけ、その形成を図る(提言1)。さらにビーチクラブ形成のためのハード施策としてクラブハウス等の整備を行い、地域コミュニティの場を提供していくとともに、ソフト施策として、ビーチコーディネータ制度(提言2)、ビーチクラブサポートプログラム(提言3)を位置づけ、通年的なマネジメント体制の確立やビーチ利用機会の拡大を図っていく。ビーチイベントについては、地域への波及効果の重要な手段として活用していく(提言4)。

また、以上のような活動を支援していく仕組みとして、総括的なビーチスポーツ団体を設立していくものである(提言5)。

図表-6 各提言の位置づけ



## 提言 1 ビーチクラブの形成

ビーチの通年利用を促進するためには、核となる組織が必要である。またあわせてクラブハウス等の施設も不可欠となる。よってビーチにビーチクラブを形成するとともに、クラブハウス等の整備を行うことを提言する。

### 【提言実現のための施策案】

#### (1)ビーチクラブのあり方

ビーチクラブは、地域住民の年間を通じたビーチの利用を積極的に進めると共に、地域住民に安全で安心な海辺利用の場を提供していくための中心施策に位置づける。

その機能として、次のような役割を担うことが期待される。

- ・ 海岸利用の実践と情報収集基地
- ・ 通年利用のコミュニケーション基地、地域コミュニティの場（ルール作り）
- ・ 活動をサポートするボランティア基地（組織づくり）
- ・ 海岸レジャー＆文化の体験学習の基地
- ・ 体験学習からより高度なスポーツへの展開基地
- ・ 海岸観光案内基地・海岸のランドマーク
- ・ 安全管理（清掃含む）と仮救護施設
- ・ 利用活動に必要な用具等の置場倉庫施設

#### (2)ビーチクラブの構成

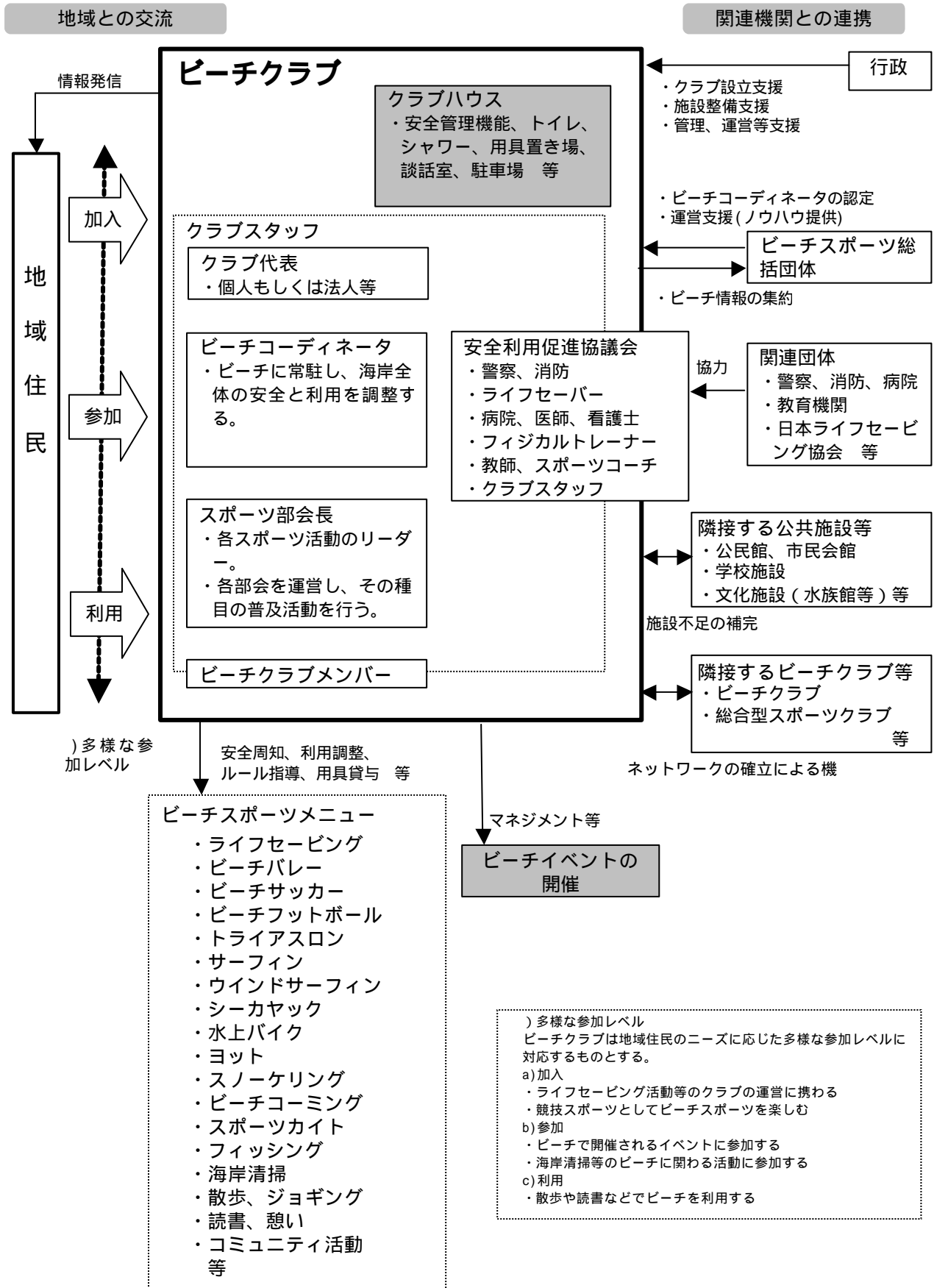
ビーチクラブは、クラブ代表を中心として、ビーチコーディネータ、スポーツ部会長などのクラブスタッフ及びビーチクラブメンバーから構成される。また警察・消防等の関連団体との協力のもと、「安全利用促進協議会」を設置し、ビーチの安全利用を促していく。

ビーチクラブは、地域住民の様々な利用ニーズに応え、多様な参加レベルによる関わりを促進していくことにより、地域との交流を図っていく。こうしたビーチクラブとの交流を通じて「里浜意識」の高揚へ繋がるものと考えられる。

関連機関との連携としては、前述した関連団体の他に、行政、ビーチスポーツ総括団体、公共施設（公民館、市民会館、学校等）、他のビーチクラブ等があり、これらとの連携・協力も重要である。特にビーチクラブは海岸という貴重な自然環境の中にあることから、必ずしも様々なニーズに対応できる施設を整備できるとは限らないため、こうした連携・協力により施設不足の補完を図ることが重要となる。

図表-7 にビーチクラブのイメージ図を示す。

図表-7 ビーチクラブを中心としたビーチ活動のイメージ



### (3)ビーチクラブの設立方法

#### 新たな運営母体を設立する場合

ビーチクラブの運営は地域住民による自主運営を基本とするものであるが、設立にあたっては行政の設立支援が必要である。ビーチクラブの設立対象とするビーチ(以下、「対象ビーチ」という。)の選定や、ビーチクラブを設立する旨の周知、ビーチクラブ運営組織の募集・審査・選定を行っていくことが考えられる。

#### 既存クラブ・団体を中心に設立する場合

対象ビーチに既存のクラブ等が存在する場合、そのクラブを活用することも考えられる。既存クラブはそのビーチで様々な活動を行っているため、活動種目についての練習法や指導法、ビーチの気象・海象条件に関するノウハウを有しており、安全性の観点からもビーチクラブ設立の中心的な役割を担うに適しているからである。よってビーチクラブを公募する場合においても、実際にはそうした既存クラブとの協力関係を築きながら運営していくことになるため、ビーチクラブ設立の早い段階から意見照会、協力を要請していくことが重要である。

#### 官民の役割分担

官民等の役割分担の例を図表-8 に示す。設立、施設整備面においては行政の一定関与が必要であるが、運営段階では、ビーチクラブの自主運営と地域住民の参加を中心としていくことが望ましい。

またこの他、民間セクター、NPO 法人、スポーツ愛好者団体なども、役割を担うと考えられるため、対象ビーチの特性に応じたビーチクラブ設立を勧めることが望ましい。

図表-8 行政・ビーチクラブ・地域住民の役割分担の例

活動の段階	行政	ビーチクラブ	地元住民
ビーチクラブ設立段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビーチクラブを設立しようとするビーチの選定</li> <li>・ビーチクラブの運営内容の設定</li> <li>・ビーチクラブ運営組織の募集、審査、選定</li> <li>・ビーチクラブとの協定書等の取り交わし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビーチクラブへの応募</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビーチクラブ運営の発意</li> </ul>
クラブハウス等施設の整備段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビーチクラブ及び地域住民の要望ヒアリング</li> <li>・施設整備支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内容の要望提案 (PFI 制度等の活用により、施設整備を行う場合もある)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内容の要望提案</li> </ul>
ビーチクラブ運営段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営支援等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理</li> <li>・海岸清掃</li> <li>・ビーチスポーツ振興</li> <li>・イベント開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビーチクラブへの加入</li> <li>・海岸清掃やビーチスポーツへの参加</li> <li>・イベントへの参加</li> <li>・日常的なビーチ利用</li> </ul>

## 行政による支援施策

### ・既存制度の活用

ビーチクラブの運営は地域住民による自主運営を基本とするが、こうしたボランティア的な活動を支援するため、制度面での整備も進んでいる。ビーチクラブ設立や施設整備を行うにあたり、こうした制度を活用していくことが望ましい。

また例えば千葉県のようにライフセービング活動や施設整備に対して、補助金を交付するなど、個々の自治体にも活用可能な支援制度がある場合がある。

図表-9 ビーチクラブ形成において適用可能性のある既存制度の例

制度等	内容	備考
NPO法（特定非営利活動促進法、平成10年成立）	ボランティア活動などを行う民間の非営利団体に法人格を与え、その活動を支援する。公共施設の管理・運営を「クラブ委託」することが可能になる。	・日本ライフセービング協会が平成13年に内閣府からNPO法人認証を受けた。 ・湘南ベルマーレスポーツクラブが平成14年に神奈川県からNPO法人認証を受けた。
スポーツ振興くじ法（スポーツ振興投票法、平成10年成立）	その財源を利用し、地域密着型の総合型地域スポーツクラブを全国に1万箇所設置し、地域住民の誰もがいつでも好きなスポーツを楽しめる拠り所とする。	・湘南ベルマーレスポーツクラブが総合型スポーツクラブ事業として審査に合格した（補助金交付）
地方分権推進計画（平成10年閣議決定、平成12年から実施）	国と地方自治体をこれまでの上下関係から対等な関係に導くことが狙い。自治体の政策が問われるとともに地域住民の拡大を図る。住民の主体性確立が課題。	
PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、平成11年成立）	従来公的機関が行ってきた公共施設整備の分野に民間の資金や運営ノウハウを導入することを促進する法案。クラブハウスの建設や独自の施設を有する可能性が広がる。	

資料：「スポーツクラブのすすめ」（ぎょうせい、平成11年）等より作成

### ・新たな制度の創設

ビーチクラブの運営はボランティア的な活動となるが、より充実した活動を行っていくため、行政による支援も重要である。先進事例である「湘南ひらつかビーチパーク」では、湘南ひらつかビーチカーニバル実行委員会から活動主体となっている「湘南ひらつかビーチクラブ」へ助成金が支払われており、円滑かつ柔軟なビーチ運営を可能にしている。

またこうした支援が、ビーチにおいて雇用機会の拡大やコミュニティビジネスの形成に繋がっていくことが望ましい。

#### (4)クラブハウス等の整備

##### クラブハウスの施設内容

クラブハウス等の施設の整備は、基本的には行政が主体的に行うが、運営に関しては地域住民（NPO 法人等）等に委ねられるという観点から、整備に関しても PFI 制度の活用による民間の経営ノウハウの導入など、より民間主導的な手法をとることも考えられる。

また、新たにクラブハウス等を整備する場合、対象ビーチの特徴やニーズを把握するため、当面は仮設による運営を行い、ビーチクラブやビーチスポーツ文化の成熟度に合わせ、対象ビーチに適した常設施設を整備していくことが適当である。

図表-10 クラブハウス等の施設内容

「海辺利用の基本となる施設」 クラブハウス ・安全管理本部、監視塔 ・救護室 ・ロッカー、シャワー、更衣室 ・トイレ ・機材倉庫、用具置き場 ・会議室、多目的ルーム等 ・売店、レストラン 駐車場
「ビーチスポーツを楽しむための施設」 コート（常設・仮設） 観戦スタンド（常設・仮設）
「全ての人が海岸を安全に利用できるための施設」 標識、掲示板
「全ての人が日常的に海岸を憩いの空間として利用できるようにするための施設」 ベンチ、パーゴラ、パネルタイル 芝生広場 防風林、防砂林

##### PFI 制度の活用

クラブハウス等の整備手法の一つとして PFI 制度を活用することも考えられる。この場合、例えば、民間事業者の募集において、ビーチクラブの設立・運営や、地域住民に対するコミュニティスペースの提供、安全管理情報の提供をその募集要件とする一方、民間事業者のメリットとして、海辺の商業的な利用（コンビニエンスストア、ファーストフード店等の営業）を可能とすることなどが考えられる。また、地元企業による社会貢献活動の一環としての参画も期待される。

## 提言 2 ビーチコーディネータ制度の創設

ビーチが通年的に利用されるためには、一定レベルのマネジメント体制が不可欠である。よって、ビーチに常駐し、ビーチ利用をコーディネートする役割を担う、「ビーチコーディネータ制度」の創設を提言する。

### 【提言実現のための施策案】

#### (1)ビーチコーディネータ制度の概要

日本には約 1,300 箇所の海岸があるが、このうちライフセーバーがパトロールを行っている海岸は 135 箇所と約 1 割にとどまっている（H13 実績、日本ライフセービング協会資料）。一方、ライフセービング活動の先進地であるオーストラリアではライフセーバーが公務員としての身分を持ち、また自治体は海水浴場を設置した場合、ライフセービング活動を提供することが義務づけられている。

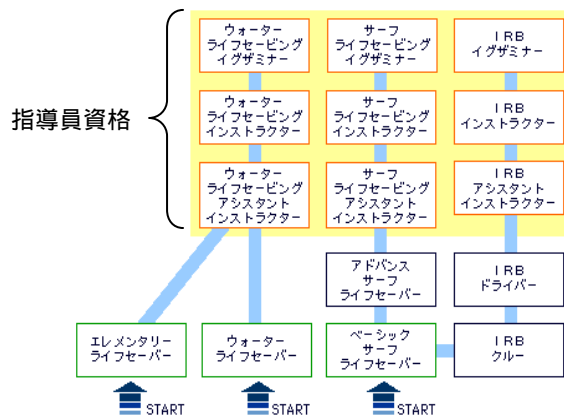
こうした現状に鑑み、日本においても全てのビーチにおいてライフセービング活動を行う体制を整備することが望ましい。既存制度として日本ライフセービング協会のライフセーバー資格があるが、ここではそれを基本として海岸の地域コミュニティを形成する役割を担うビーチ利用推進員（ビーチコーディネータ）認定制度を創設する。

またビーチコーディネータは、ビーチスポーツの安全な利用とマナーをより一層周知するため、ビーチやビーチの遊び・活動に興味を持ち、様々な知識や経験のある人材であることが望ましい。

図表-11 ビーチコーディネータ認定の概要

認定要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険回避のため、対象ビーチにおける気象・海象に精通していること。</li> <li>・日常利用時及びイベント時等における利用調整(既存競技団体間の調整、一般の人の利用)やマナー啓発を円滑に図る人材が適当である。そのため、対象ビーチでの活動経験が豊富で、経験・調整に優れた熟達者であること。</li> <li>・日本ライフセービング協会のエレメンタリー・ライフセーバー資格 )もしくはそれに準ずる技能を有すること。</li> </ul>
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理（安全周知、レスキュー）</li> <li>・クラブ運営（利用調整、ルール周知、マナー啓発）</li> <li>・イベント運営（企画、実施。他の主体がイベントを行う場合の助言等）</li> <li>・ビーチマークシートの作成</li> </ul>
位置づけ	・ビーチコーディネータ認定に基づき、市町村等から一定の助成金等を交付

日本ライフセービング協会の資格体系



(エレメンタリー・ライフセーバーの資格概要)  
日常生活の中の事故に対処できる知識、応急手当、蘇生法を中心としたライフセービングの基礎を習得する。

講習時間 14 時間 (7 時間 x 2 日)  
受講条件 年齢 15 才以上 (中学生を除く)  
内容 ライフセービング概論、  
応急処置、蘇生法

資料: 日本ライフセービング協会資料

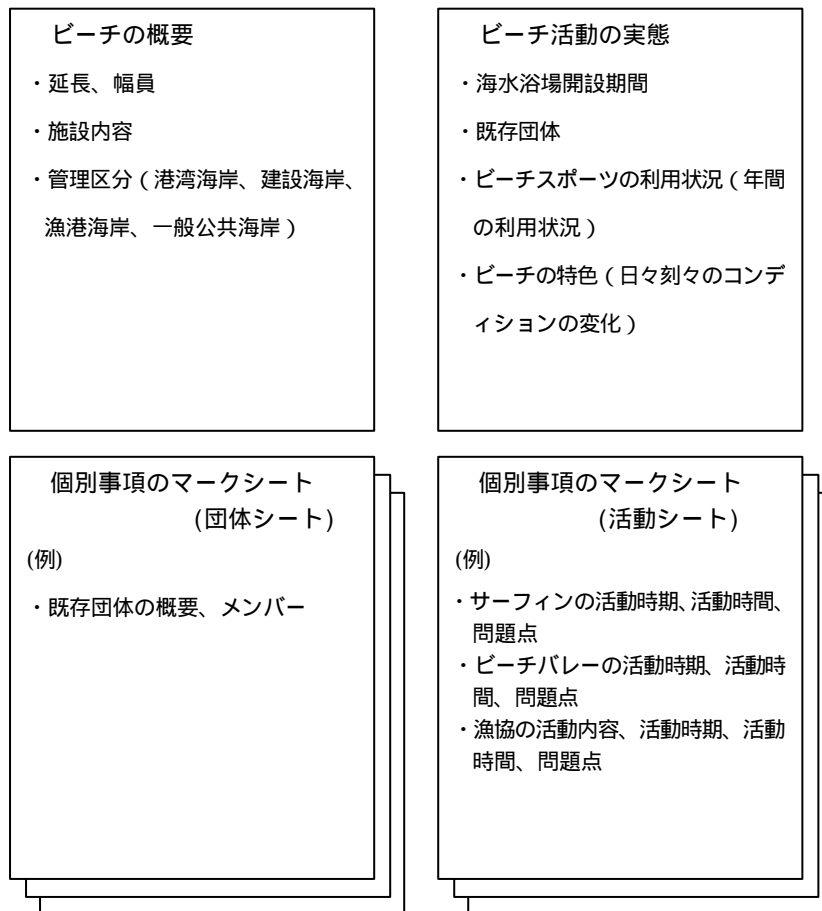


## (2)ビーチマークシートの作成

ビーチコーディネータはビーチに常駐するため、その特徴的な役割として、対象ビーチがどのように利用されているかを整理する「ビーチマークシート(仮称)」の作成を行うものとする。ビーチのコンディションは日々刻々変化するため、そうした変化を把握することにより、対象ビーチの特色を活かしたビーチ活動の促進に活用するものである。

さらに、この情報は「提言5 ビーチスポーツ総括団体の設立」で述べるビーチデータベースに反映させ、市民へのビーチ情報の提供に資する他、運営ノウハウ等の蓄積を一元的に行うための基礎資料としていくものである。

図表-12 マークシートのイメージ



### 提言 3 ビーチクラブサポートプログラムの創設

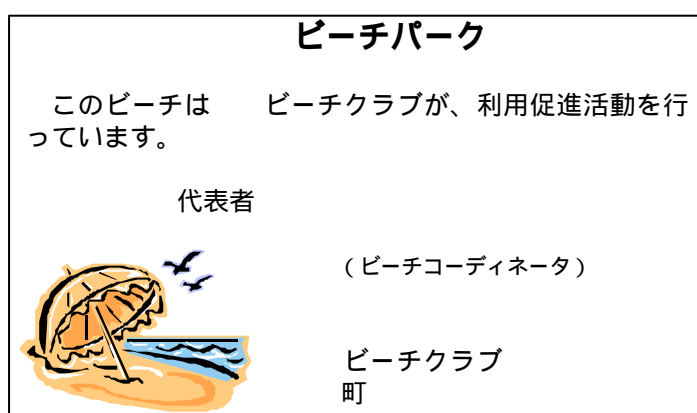
ビーチクラブへの活動支援は、行政とビーチクラブが一定の役割分担と協働を担った上で、行うことが望ましい。よって、ビーチクラブへの活動支援方策の一つとして、

#### 【提言実現のための施策案】

##### (1)プログラムの仕組み

プログラムの仕組みは、ビーチクラブが、海岸におけるビーチスポーツの普及や安全周知、海岸清掃を行うことを「協定」で確認し、その「協定」に従って活動を実施する。海岸管理者等は、ビーチクラブ名の入ったサインボードを立てるなど、ビーチクラブの活動を公表、支援していくものである。

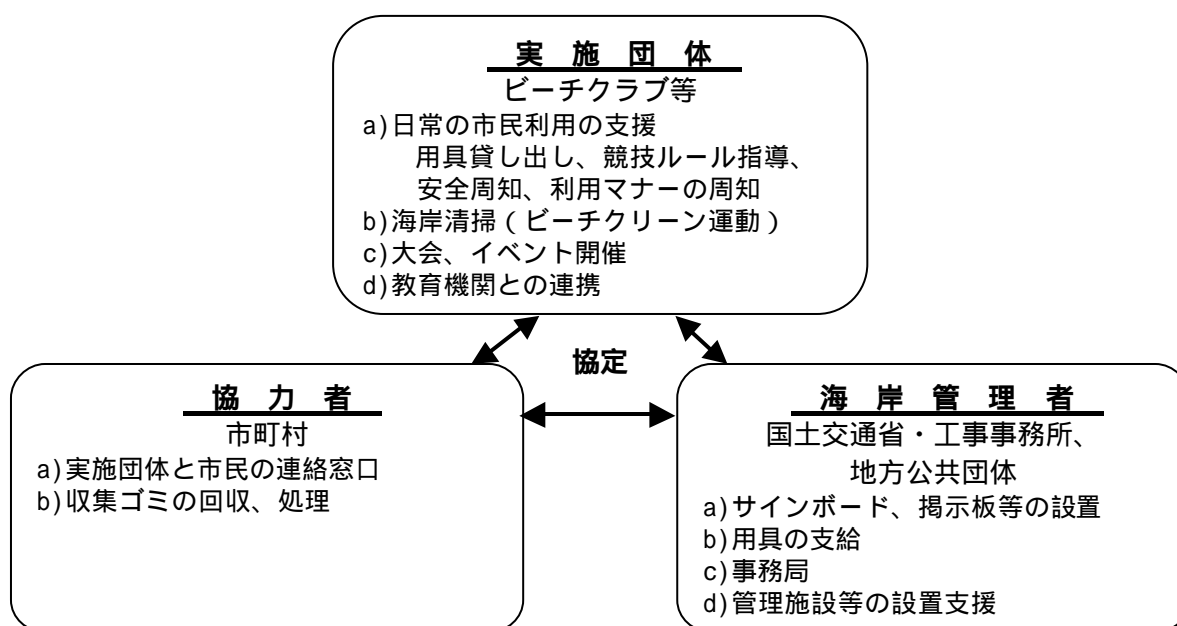
図表-13 ビーチクラブのサインボードイメージ



##### (2)役割分担等

プログラムの実施にあたっては下図に示す通り、ビーチクラブ、協力者(市町村)、海岸管理者の3者が、その役割を協定で定め、ビーチの利用促進を図っていくものである。

図表-14 「ビーチクラブサポートプログラム」実施イメージ



### 実施団体（ビーチクラブ等）

#### a) 日常の地域住民利用の支援

実施するビーチスポーツに必要な用具の貸し出しをはじめ、安全周知、競技ルールの指導を行う。また、併せて利用マナーの周知を行う。

#### b) 海岸清掃

ビーチクリーン運動等により海岸清掃を行う。

一般市民を対象にビーチクリーン運動を展開し、ビーチスポーツへの参加を誘導していく仕組みが望ましい。

#### c) 大会、イベント開催

ビーチスポーツの大会やイベントを開催する。

#### d) 教育機関との連携

地元教育機関と連携し、ビーチスポーツを体験させる場を提供する。

### 協力者（市町村）

#### a) ビーチクラブと地域住民の連絡窓口

ビーチクラブと地域住民との対応を円滑に行うため、住民にとって身近な存在である市町村を連絡窓口として協力を得る。

#### b) 収集ゴミの回収、処理

市町村にゴミの収集を受け入れてもらうとともに、ビーチクラブには各市町村のゴミの分別方法に従い排出するよう指導する。

### 海岸管理者（国土交通省・工事事務所、地方公共団体）

#### a) サインボード、掲示板の設置

ビーチクラブ等の名入りサインボードや、活動内容を記載可能な掲示板を実施海岸に設置する。

#### b) 用具の貸し出し

実施するビーチスポーツに必要な用具および海岸清掃に必要な道具についても貸与・支給を行う。

#### c) 事務局

- ・ 情報管理：申請書・協定書の保管、ビーチクラブと実施海岸の管理
- ・ 運営：広報活動、さまざまな問い合わせへの対応
- ・ 作業：サインボード、掲示板の設置・維持管理

#### d) 管理施設等の設置

ビーチクラブの活動内容に対して必要な管理棟（トイレ、更衣室、シャワー等）や用具保管倉庫の整備を支援していくことが望ましい。

## 提言 4 ビーチイベントの開催

ビーチイベントは、地域住民のビーチへの関心やアイデンティティを高め、また既存団体間の横のつながりを強化するために有効である。よって、様々なビーチイベントを積極的に開催していくことを提言する。

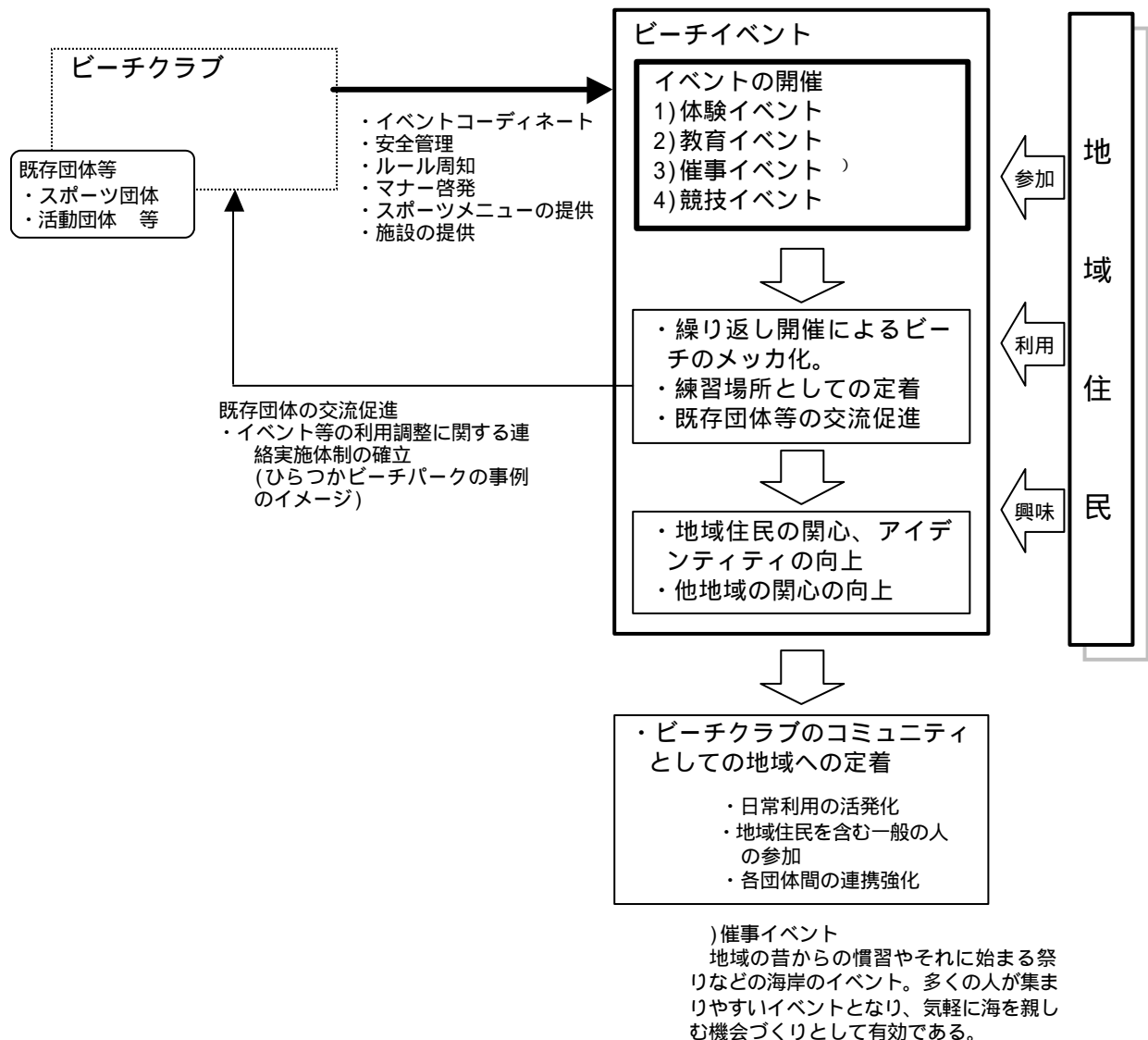
### 【提言実現のための施策案】

ビーチイベントは、イベントが直接的に地域の活性化に寄与することはもちろん、その繰り返しの開催によるメッカ化や練習場所として定着することを通じて、地域住民のビーチへの関心やアイデンティティを高め、ビーチクラブが地域コミュニティとして定着していくきっかけとすることにある。

また合わせて、既存団体等の協力により実施することにより、横の連携を強化し、既存スポーツの課題となっている競技団体間の縦割り構造を是正していくことも目的とする。

ビーチイベントのあり方のイメージ図を下記に示す。

図表-15 ビーチイベントのあり方



## 提言 5 ビーチスポーツ総括団体の設立

以上の提言に基づく様々なビーチ活動をバックアップし、またビーチ情報の集約・提供等を図ること目的とした組織として、「ビーチスポーツ総括団体」の設立を提言する。

### 【提言実現のための施策案】

#### (1) ビーチスポーツ総括団体の役割

既存のスポーツ団体(一般的な陸上スポーツ)は、その特定のスポーツの全国レベルでの普及や振興には長けているが、縦割りに成りがちであり、複数のスポーツの横断的な振興や、地域密着型運営には不向きであった。またイベントも一過性のもので終わってしまいやすく、継続的に人が集まる仕組みを作り得ない傾向にある。

こうした既存スポーツ団体の反省を踏まえ、ビーチスポーツというカテゴリーの中で、競技の縦割りのない、また地域密着型のスポーツ振興を促進することを目的として、ビーチスポーツに関する総括的な団体を設立していく。

#### <ビーチスポーツ総括団体の業務内容>

##### ビーチクラブ運営のノウハウの蓄積と提供

既存の事例(成功例、失敗例)を踏まえた、

- ・ 新たな地域密着型ビーチクラブ形成への支援(ノウハウの提供)
- ・ イベント開催への支援(ノウハウの提供)

##### 「ビーチデータバンク」の整備

全国海岸のビーチ情報の提供

ビーチスポーツ情報の提供 等

##### 「ビーチコーディネータ認定制度」の総括

認定研修会の実施 等

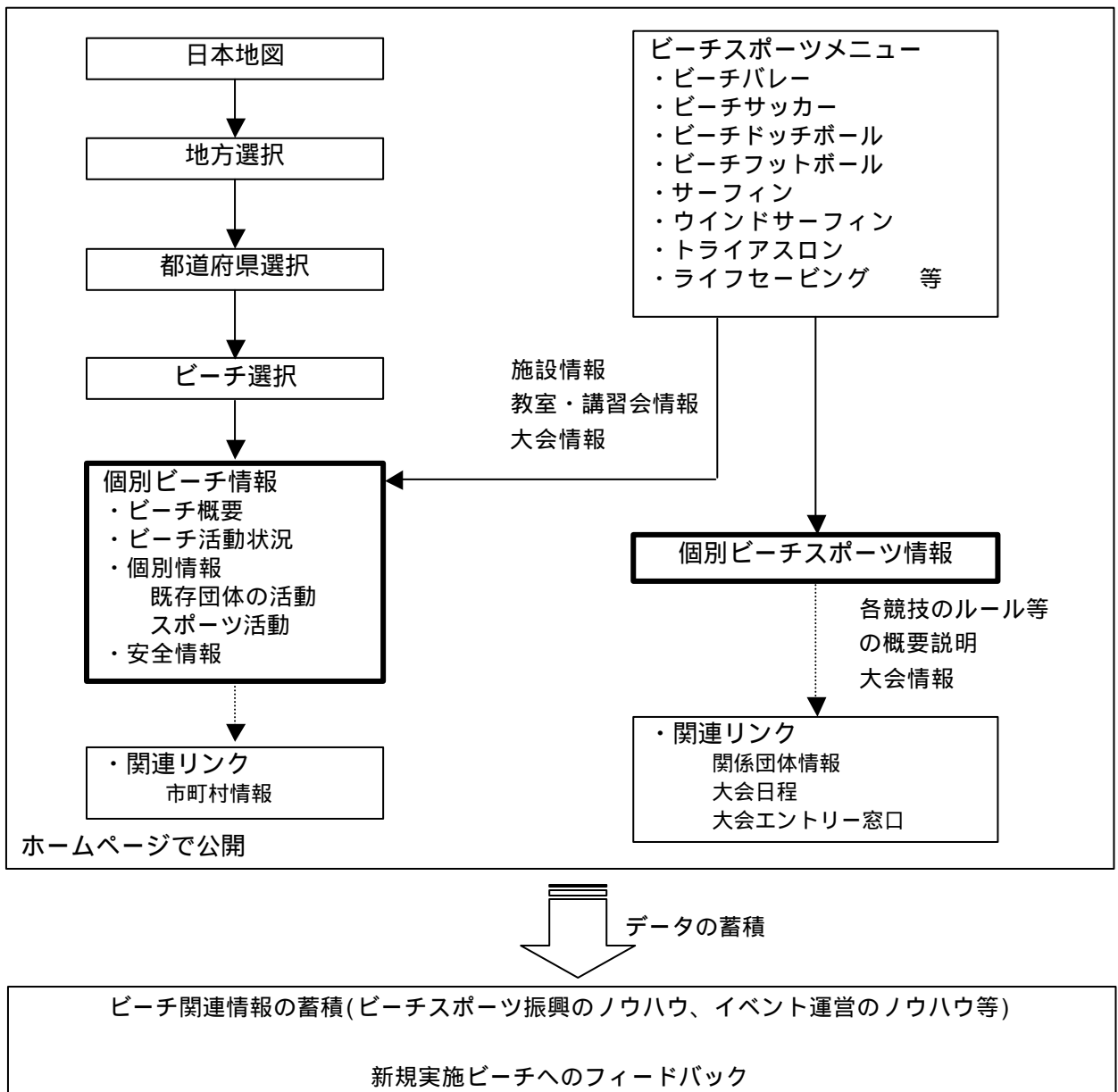
(2)ビーチデータバンクの形成

ビーチスポーツ総括団体の業務の一つとして、市民がビーチ情報を全国的、一元的に入手することが容易となるよう、統一したフォーマットによりビーチ情報を集約したデータベースである「ビーチデータバンク（仮称）」を形成していく。

ビーチデータバンクは、海岸でのビーチスポーツ・レクリエーション活動情報を、個別ビーチのデータに基づき、「ビーチ別」及び「ビーチスポーツ別」の選択が可能なデータベースとする。また同時に、こうしたビーチ情報を蓄積することにより、そのノウハウを新規実施ビーチへフィードバックしていくものとする。

なお、個別のビーチ情報は、ビーチコーディネータから提供される「ビーチマークシート」により随時更新されるものとする。

図表-16 ビーチデータバンクの構成イメージ

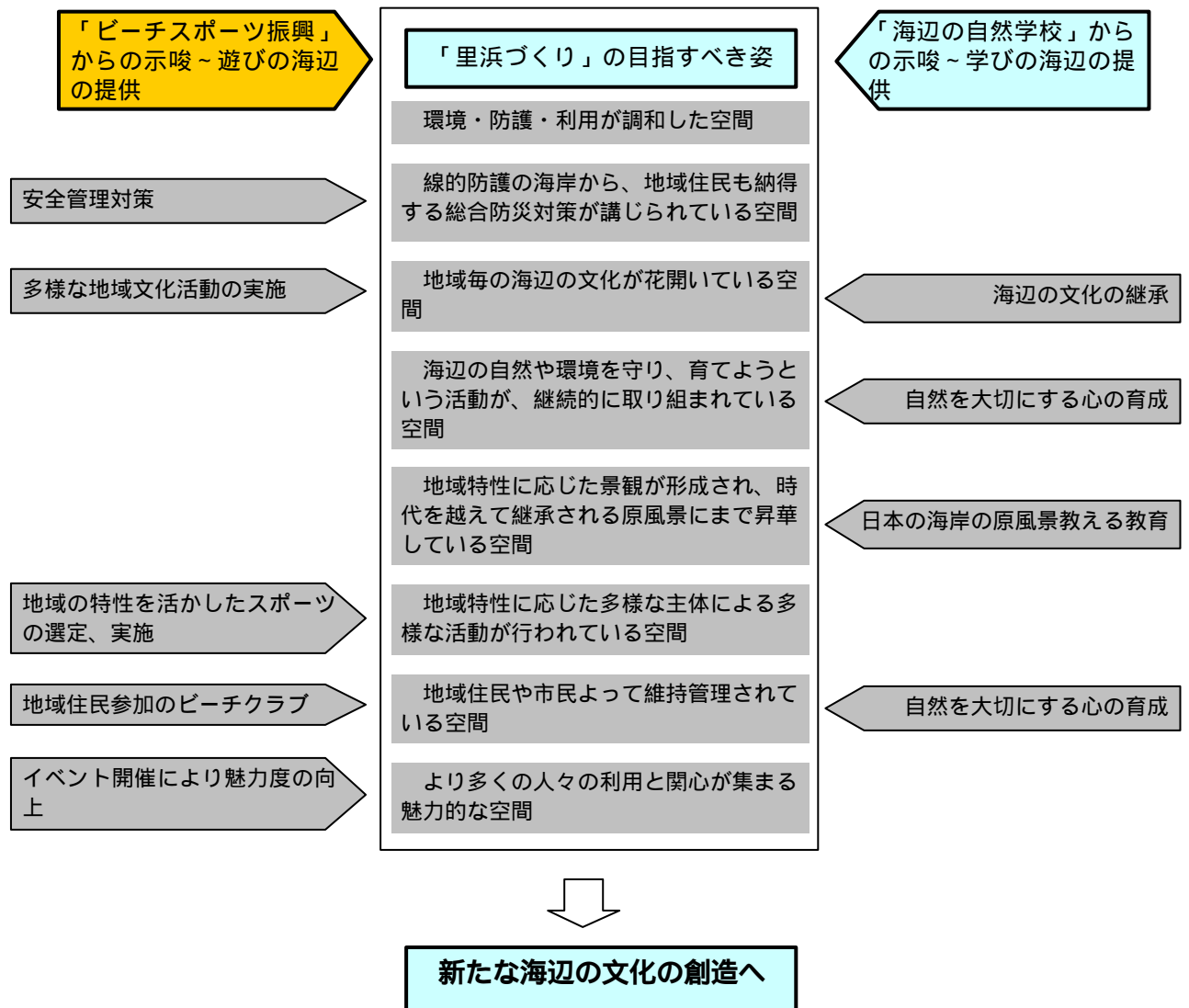


## 第5 「新たな海辺の文化の創造」との連携

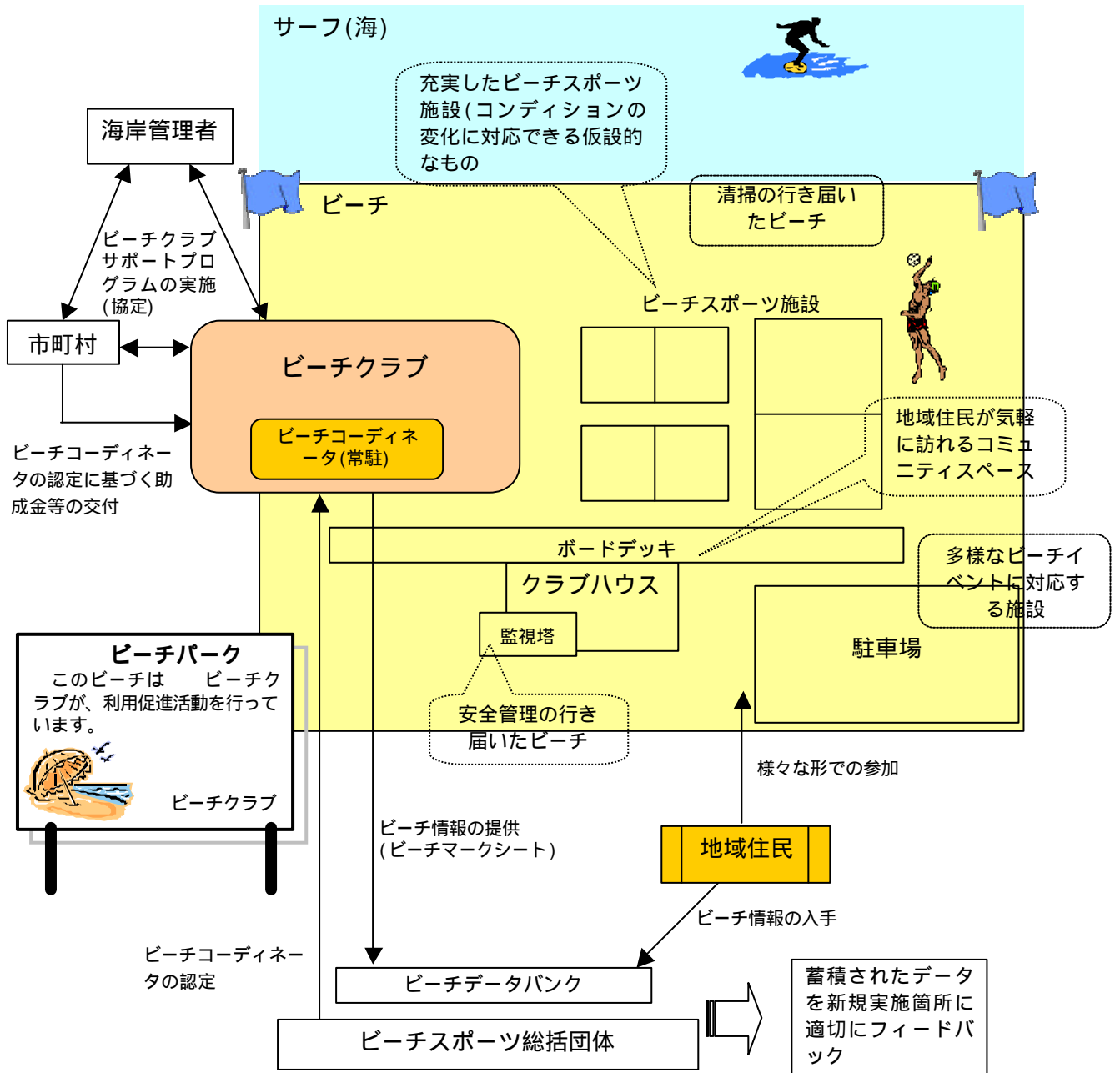
「第1 提言の背景」で整理したように、本提言は「新たな海辺の文化の創造研究会」の下に設置された「ビーチスポーツ研究会」として検討しているものであり、これらの研究会の連携により新たな海辺の文化の創造を形成していくものである。

よって「里浜づくり」を中心とした連携イメージの元で、ビーチスポーツ振興を図っていくものとする。

図表-17 「新たな海辺の文化の創造」との連携イメージ



【参考1】提言の実現による「ビーチ利用のあり方」のイメージ





【参考2】理想の海辺のイメージ（既存事例より）



**1年中人々が憩う海辺**

人々が海辺を憩いの場として認識し、冬でも海辺に集える仕組みがある  
写真：フランス/冬のニース海岸



**人々で賑わう海辺**

人々が海辺をコミュニティの場として認識し、海辺がいつも賑わう仕組みがある  
写真：ラ・バンドゥビーチ



**遊びの海辺**

人々が気軽に海辺を訪れ、自由に利用できる施設を整備されている  
写真：アメリカ/ロサンゼルス郊外



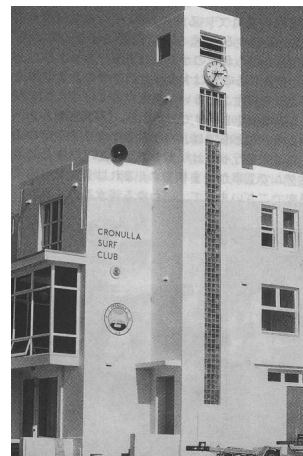
**スポーツを楽しむ海辺**

スポーツメニューを充実させ、利用者の様々なニーズに対応できる仕組みがある  
写真：アメリカ/サンディエゴ・シェルターアイランド



**安全・安心な海辺**

ライフセーバー等による充実した安全管理、安全情報の提供のもとで人々が安心して楽しめる海辺である  
写真：オーストラリア/ゴールドコースト



**施設が充実した海辺**

理想の海辺を実現するために不可欠な、クラブハウス等の施設を整備されている  
写真：オーストラリア/ノースビーチのクラブハウス